

変更事項届出書類一覧

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な提出書類を所管の土木事務所に**3部**提出してください。

提出・提示書類の詳細については次頁をご参照ください。

「〇囲み数字のもの」と「〇囲みしていない数字のもの」は、別に綴じてご提出ください(各3部)

【凡例】○:必ず必要なもの △:場合により必要なもの

提出時期	変更事項	綴り順	様式番号	提出書類等	備考	提出・提示の別				
						提出	提示			
毎事業年度経過後4ヶ月以内	決算報告		① 別記第1号	変更届出書			○			
			② 第2号	工事経歴書					○	
			③ 第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額					○	
			④ 第15号	貸借対照表					○	
			⑤ 第16号	損益計算書					○	
			⑥	完成工事原価報告書					○	
			⑦ 第17号	株主資本等変動計算書					○	
			⑧ 第17号の2	注記表					○	
			⑨ 第17号の3	附属明細表					資本金が1億円を超える株式会社及び貸借対照表の負債合計金額が200億円以上の業者は提出すること。	△
			⑩	事業報告書(株式会社のみ)						○
	1	納税証明書(事業税)	綴り込まないこと	○						
	毎年度、必ず提出してください。			① 別記第1号	変更届出書			○		
				② 第2号	工事経歴書					○
				③ 第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額					○
				④ 第18号	貸借対照表					○
⑤ 第19号				損益計算書	○					
1	納税証明書(事業税)	綴り込まないこと	○							
2	使用人数に変更があったとき	① 別記第1号	変更届出書			○				
		② 第4号	使用人数			○				
3	健康保険等の加入状況 ※従業員数に変更があったとき	① 別記第1号	変更届出書			○				
		② 第7号の3	健康保険等の加入状況			○				
4	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があったとき	① 別記第1号	変更届出書			○				
		② 第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表							
5	定款に変更があったとき	① 別記第1号	変更届出書			○				
		②	定款(写し)		代表者が「本定款は現行定款に相違がない」旨の証明をしてください。	○				

提出時期	変更事項		繰込順	様式番号	提出書類等	備考	提出・提示の別		
							提出	提示	
事実発生から2週間以内	1	ア	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)を変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
				1	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書		○	
				2	第7号別紙1	常勤役員等の略歴書		○	
						①健康保険被保険者証等(注1)、雇用保険被保険者証のいずれか ②経営経験の確認書類(履歴事項全部証明書、確定申告書控え等) ③建設業の経営経験確認書類	詳細については22頁を参照		○
									○
				①	第22号の2	変更届出書		○	
		1	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)		○			
							○		
							○		
							○		
	イ	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○		
			1	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		○		
			2	第7号別紙1	常勤役員等の略歴書		○		
			3	第7号別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		○		
					上記様式の提出とあわせて必要な提示・提出書類については、22頁を参照				
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○			
		1	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (戸籍抄本又は住民票の抄本の原本提示が必要)		○			
							○		
							○		
							○		
2	専任技術者に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○			
		1	第8号	専任技術者証明書 <ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(原本を提示、写しを提出すること) 監理技術者資格証(原本を提示、写しを提出すること) 実務経験証明書 指導監督の実務経験証明書 卒業証明書(原本) 		○	△		
		2	第9号 第10号			△	△		
						△	△		
						△	△		
						○			
						△			
						△			
						○			
						○			
3	建設業法施行令第3条に規定する使用人に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○			
		②	第6号	誓約書		○			
		1	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査 登記されていないことの証明書(注2)、(注4) 身分証明書(注3)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと 1部提出、綴じ込まないこと	○			
						○			
						○			
4	健康保険等の加入状況 ※従業員数以外に変更があったとき	①	第7号の3	健康保険等の加入状況 【健康保険、厚生年金保険】直近の「領収書」(写し)又は「納入証明書」(写し) 【雇用保険】直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」(控え)及び「領収済通知書」(写し)	1部提出、綴じ込まないこと 1部提出、綴じ込まないこと	○			
						○			

提出時期	変更事項	繰込順	様式番号	提出書類等	備考	提出・提示の別	
						提出	提示
事実発生から30日以内	1 商号又は名称に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
		1		履歴事項証明書(法人のみ)	①と1を綴じないこと	○	
	2 既存の営業所の名称に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
		1		履歴事項証明書(法人のみ)		○	
	3 既存の営業所の所在地に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
		1		履歴事項証明書(法人のみ)		○	
		2		写真 (建物内部・外部、事務所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること	1部提出、綴じ込まないこと	○	
	3	2				○	
		3		事務所平面図	1部提出、綴じ込まないこと	○	
						○	
	4 資本金額(又は出資総額)に変更があったとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
		1		履歴事項証明書(法人のみ)	①と1を綴じないこと	○	
	5 新たに役員となった者があるとき (顧問、相談役、5%以上の株主・出資者を除く)	①	第22号の2	変更届出書		○	
		②	第1号別紙1	役員等の一覧表		○	
		③	第6号	誓約書		○	
		1	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に係る調書		○	
		2		履歴事項証明書(法人のみ)		○	
	5	3		閉鎖事項証明書(役員の閉鎖)		△	
				登記されていないことの証明書(注2)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	○	
				身分証明書(注3)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	○	
	6 新たに顧問、相談役、5%以上の株主・出資者となった者があるとき	①	第22号の2	変更届出書		○	
		②	第6号	誓約書		○	
		1	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に係る調書		○	
	7 役員等の退任、氏名等に変更があったとき(顧問、相談役、5%以上の株主・出資者でなくなった者があるときを含む) ※新たに役員等となる者がいない場合	①	第22号の2	変更届出書		○	
1			履歴事項証明書(法人のみ)		△		
7	2		閉鎖事項証明書(役員の閉鎖)		△		
8 営業所を新設したとき	①	第22号の2	変更届出書		○		
	②	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		○		
	③	第6号	誓約書		○		
	1	第8号	専任技術者証明書		○		
	2		専任技術者の資格要件に係る書類	「3専任技術者の変更」を参照	○		
	3	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		○		
	4		履歴事項証明書(法人のみ)		○		
			登記されていないことの証明書(注2)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	○		
		身分証明書(注3)、(注4)	1部提出、綴じ込まないこと	○			
		写真 (建物内部・外部、事務所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること	1部提出、綴じ込まないこと	○			
		事務所平面図	1部提出、綴じ込まないこと	○			

注1:健康保険証の写しは、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示。

注2:成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

注3:成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書

注4:成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを審査しますので、個別にお問い合わせください。なお、この場合であっても、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書が必要です。

その他提示・提出書類詳細

○ 提示(提出)必要 ● 資格要件によって必要

項目	提示・提出書類				提出・提示の別		
1 経営体制	現在の地位 (個人事業主は不要)	役員等	原本提出		<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書等	○	
		執行役員等	すべて	原本提示	<input type="checkbox"/> 組織図等		
					<input type="checkbox"/> 業務分掌規程等		
	支配人	原本提出		<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書	○		
	常勤性	いずれか	写しの提示			<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主においては国民健康保険等)等(注1)	
			原本提示		<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証		
	経営経験 (注2)	区分に応じ	法人役員	原本提出(1部)		<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、役員欄閉鎖謄本等	○
			令3条 使用人	右記いずれか		<input type="checkbox"/> 支配人の登記事項証明書の原本提出	
		個人 事業主	原本提示		<input type="checkbox"/> 取締役会の議事録、人事発令書等の原本提示		
		経営 経験	いずれか	原本提示		<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」	
写しの提示				<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)			
2 営業所の 専任技術者	常勤性	いずれか	写しの提示		<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証(個人事業主においては国民健康保険等)等(注1)	○	
			原本提示		<input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証		
			原本提示		<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」		
	国家資格等	写しの添付(申請書・変更届) 原本提示		<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)	●		
	実務経験	すべて	いずれか	写しの提示		<input type="checkbox"/> 資格証明書	
すべて			原本提示	<input type="checkbox"/> 工事契約書類等 5件(各年度1件まで) (注3)			
3 健康保険等の加入状況 (適用除外の場合を除く)	健康保険・ 厚生年金保険	写しの提出		<input type="checkbox"/> 工事経歴書(受付印のある変更届の副本)5年分 (注3)	●		
	雇用保険	写しの提出		<input type="checkbox"/> 申請時の直前の「領収証書」又は「納入証明書」			
4 営業所	実態	提出(1部)		<input type="checkbox"/> 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び「領収済通知書」の写し	○		
		原本提示		<input type="checkbox"/> 写真(建物内部・外部、営業所入口・内部、建設業許可の標識) ※自己所有又は賃貸借の別を選択すること。	○		
				<input type="checkbox"/> 営業所平面図	○		

※なお、必要に応じてこの表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求める場合があります。

(注1)「健康保険証の写し」は、被保険者証等の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で、提示。

(注2)執行役員等の経験、補佐経験及び常勤役員等+直接に補佐する者での申請の場合は、22頁を御参照ください。

(注3)証明が必要な実務経験年数が5年以下の場合は、当該年数分のみ。